

## E. 家族への経済的な負担が 気になるとき

突然勤めていた会社が倒産してしまった、  
病気で仕事が続けられなくなった、  
不況で収入が減らされた、  
など生活の変化を余儀なくされる出来事が、  
突然身に降りかかることがあります。  
そのような不測の事態にも、慌てず対処するためには、  
いろいろな方法があることを知っておくことが、安心につながります。  
この項では、住宅ローンや子どもの学費、  
事業資金についての情報を集めました。  
刻々と変わる社会情勢の中で、  
制度や組織機構なども大きく変革しています。  
この項でとりあげている情報も常に変化していくことをご理解いただき、  
ご活用の際は改めて確認されることをおすすめします。

## E-1 突然収入が得られなくなったとき・・・

### 病気やけがで働けなくなった場合

E-1-1

長期間病気やけがで働けなくなると、生活費や治療費などが心配になります。そのような場合に、給与の保障となるものがあります。

#### 傷病手当金（健康保険法）

健康保険に加入している者が、**業務以外でけがや疾病にかかり**、その為に仕事を休んだ場合に、給与の代わりとして健康保険から支給されるものです。

**注)** 国民健康保険に加入している方には、この制度はありません。

※ 傷病手当金の請求には、療養の事実についての担当医師の証明と、休業期間中の賃金支払状況についての事業主の証明が必要となります。詳しくは、保険者にご相談ください。

本書「D-1 傷病手当金について」をご参照ください。

#### 休業補償給付（労働者災害補償保険）

労働者（雇用されている方）が**通勤または業務上でのけがや、病気**のために働くことができず、そのために賃金の支払いを受けられない場合に適応されます。

働けなくなって休業してから3日目までは、事業主が労働基準法の規定により休業補償（賃金の代わり）を支払うことになっています。

**4日目からは、この制度（労災）の適応**となります。

ただし、業務上の災害と認定されないと適応にはなりません。

休業補償給付の支給額は、一日につき\***給付基礎日額の6割**です。

また、労働福祉事業から給付基礎日額の2割が、休業特別支給金として支給されます。

\***給付基礎日額**とは、原則として平均賃金に相当する額のことです。

詳しくは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

### 未払賃金立替払制度とは・・・

企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、**未払賃金**の一部を独立行政法人 労働者健康福祉機構が、**事業主に代わって立替払いする制度**です。

### 労働者とは・・・

労働基準法の保護を受ける労働者とは、職業の種類を問いません。  
事業所または事務所に使用されている人で、賃金を支払われている人の事をいいます。  
パートタイマー、アルバイト、外国人でも条件に合えば保護を受けることができます。

### 請求の条件は？

- ① 倒産した日の6ヶ月前の日から2年以内に退職したものであること。
- ② 倒産した日から2年以内の請求であること。

### 未払賃金の支給額は？

未払賃金の8割が立替払いされます。

### 手続きはどうするの？

お勤めの事業所を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

\*労働者の条件だけでなく、事業主に関する要件も別にあります。

\*この制度は、自己申請がなければ適応されませんので、ご注意ください。

### 未払賃金



労働者が退職した日の6ヶ月前から、立替払い請求の前日までに支払期日が到来している（支払われるべき）定期賃金と退職手当のうち、未払となっているものです。

ボーナスは立替払いの対象にはなりません。

また、未払賃金の総額が2万円未満の場合や、上限額を超えるものも対象となりません。

会社の倒産やリストラ、あるいは病気により失職した場合や、自己都合により退職した場合に、手当の支給や再就職のための職業訓練などが受けられます。

### 失業等給付制度（雇用保険）

定年、倒産、自己都合等により離職した方が、失業中の生活を心配せずに、新しい仕事を探し、**1日も早く再就職していただくために支給される**ものです。

雇用保険の一般被保険者（雇用されていた方）に対する基本手当の支給を受けることができる日数は、さまざまな条件により決められます。

特に倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者といいます）については一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合があります。

本書「D-2 失業したとき・・・失業手当」をご参照ください。

### 職業訓練

#### ● 求職者向け公共職業訓練

受講対象者は、雇用保険の基本手当の受給資格があり、再就職を目指す方です。ただし、職業安定所長から公共職業訓練等の受講が必要であると指示された方です。この場合、教科書、教材費等を除く受講料は無料です。



ほかに在職者向け職業訓練などもあります。詳しくは、ハローワークにご相談ください。

#### 職業訓練に関する情報

インターネット



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.or.jp/js/>

全国の職業訓練コースの検索が行えるようになっています。

## E-2 住宅ローンの返済に困ったとき・・・

### 住宅ローン契約時に保険に加入している場合

E-2-1

住宅ローンの支払いに困るような事態に備え、各銀行などでも契約時に利用者に保険に加入していただく場合があります。

#### 団体信用生命保険

ローン利用者が死亡または高度障害となった場合に、保険金が支払われ、借入の返済に充てられます。

返済者がけがや病気により就労不能となった場合は、保険金は支払われません。

#### 債務返済支援保険

けがや病気による長期入院や自宅療養により就労不能となった場合に、ローン返済額相当額が保険金として支払われる仕組みです。

支払われる保険金額は、毎月返済する元利金と同額か、任意の金額となっており、保険金がローンに充当されて返済が完了する仕組みになっています。

#### その他の保険

各銀行で住宅ローンにつけている保険はいろいろあります。

例) 所得補償保険、返済支払保険、失業時生活サポート保険、ローン返済支援保険など

\*詳しくは、借り入れ先の銀行等にご相談ください。

大切な家族と  
マイホームを  
守れますか？



住宅ローンの  
契約内容を  
確認して  
おきましょう！

住宅ローンの返済は長期にわたるため、その間に生活状況の変化や収入の変化が生じる事があります。さまざまな状況に対応するため、住宅金融支援機構では返済方法の変更ができるようになっています。

### 条件変更の内容

- ① ボーナス月の変更
- ② 返済期間の変更
- ③ 毎月の返済分とボーナス月返済分の残元金の変更
- ④ 元利均等返済から元金均等返済への変更 など

### 返済方法の新特例

不況による倒産などの**勤務先等の事情や病気、けがなどの理由**で収入が減少し、月々の返済が困難となった場合は、返済条件変更の措置を受けられる場合があります。

#### 条件変更の内容

- ① 返済期間延長（最長 15 年）
- ② 返済期間延長（最長 15 年） + 元金据置期間設定（最長 3 年） + 据置期間中の金利引き下げ

#### その他の変更

- 一定期間内返済月額の減額
- ボーナス返済のとりやめ

\*返済方法変更には手数料がかかります。

\*いずれの場合も適応条件などがありますので、お確かめください。

#### お客様相談窓口

借り入れの窓口になっている金融機関  
または住宅金融支援機構の  
お客様コールセンターへ  
**TEL : 0120-0860-16**

住宅金融支援機構

インターネット



<http://www.jhf.go.jp/>

上部メニュー『ご返済中のお客さま』には、返済方法の変更などの情報が掲載されています。

## E-3 子どもの学費が心配なとき・・・

### 学費保険（こども保険）

E-3-1

学資保険とは、子どもの教育資金の積立と保障を兼ねたものです。

子どもの死亡保障、また親の死亡保障が育英年金として組み合わされているものや、子どもの入院保証がつけられるものなどがあります。

教育資金の積立を目的に加入するケースが圧倒的に多いので、入院に関わる保障を単品の医療保険や、親の契約に「親子型」の入院特約をつけるなどの方法で確保しておく方法もあります。

教育資金は必要な時期や金額がおおむね決まっているため、計画的に資金づくりをすることができます。不測の事態に備えて、準備しておくことも大切です。

### 加入に際しては、よく検討しましょう

育英年金タイプの学資保険の場合、その金額や受け取り方法によっては、課税対象になる場合があります。

親が死亡した場合に、育英年金を受け取る権利、つまり「年金受給権」が発生し、相続税が課税されることとなります。また、その後、育英年金を毎年 38 万円以上受け取る場合、雑所得とみなされるため、子に対して毎年の所得税が課税されるようになり、たとえ幼児であっても確定申告を求められることとなります。

また子に所得があるために、母親の扶養親族に入ることができなくなります。

自治体によっては、母子家庭に対する児童手当などの支給が受けられない事がありますので、契約時によく検討されるのがよいでしょう。

教育に必要な  
お金は学資保険で  
計画的に積立！



けがや入院に備えて  
ファミリー保険に  
入っているから  
大丈夫！

奨学金制度とは、学ぶ意欲と能力のある子どもたちが、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるように経済的、精神的に支援していく制度です。

親の年収や子どもの成績などに一定の条件はありますが、高校や大学等に進学する場合の学費等を借りることができます。

資金が足りなくなってしまった時や、最近ではリストラによる親の失業や収入減などで、学費の支払いが困難になった場合にも、活用されています。

### 独立行政法人 日本学生支援機構

人物・学業ともに優秀で、かつ健康でありながら経済的理由により修学困難な学生に対し、学費の貸与を行っています。

無利子と有利子（年利上限 3%：平成 24 年 4 月現在）のものがあります。

返済は卒業後ですし、教職や特定の研究機関に勤めた場合は、返済が免除になるケースもあります。

奨学金は、高校・大学・短期大学・大学院等に入学時から卒業までの標準修業期間にわたって貸与されます。

通常の奨学金とは別に、年間を通じて随時申請可能な「**緊急採用奨学金制度**」があります。例えば、**保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変**したような、緊急の場合に利用が可能です。

また、**高校奨学金事業の手続きは、各都道府県で行われております。**

独立行政法人 日本学生支援機構インターネット



<http://www.jasso.go.jp/>

奨学金に関する様々な情報があります。

奨学金申込みについては、在学する学校の奨学金担当窓口へお問い合わせください。

## 新聞奨学金

新聞社が行っている奨学金制度です。新聞配達をすることにより学費の給付を受けるものです。

学費以外に給与の支給や、住宅（社員寮）など生活面での支援も同時に受けられます。

それぞれの新聞奨学会および育英会で、適応地域や応募資格、奨学金額などの条件が異なっておりますので、詳しくは直接ホームページ等でご確認ください。

（平成27年10月現在）

朝日奨学会（朝日新聞）	<a href="http://www.a-kumiai.or.jp/as/">http://www.a-kumiai.or.jp/as/</a>
産経新聞奨学会（産経新聞）	（東京） <a href="https://sankei-shougakukai.jp/">https://sankei-shougakukai.jp/</a>
	（大阪） <a href="https://www.esankei.com/scholarship/">https://www.esankei.com/scholarship/</a>
東京新聞奨学会（東京新聞）	<a href="http://www.tokyo-np.co.jp/hanbai/shougaku/">http://www.tokyo-np.co.jp/hanbai/shougaku/</a>
日本経済新聞育英奨学会	<a href="http://www.nsn-tokyo.jp/ikuei/">http://www.nsn-tokyo.jp/ikuei/</a>
毎日育英会（毎日新聞）	<a href="http://www.mainichi-ikueikai.com/">http://www.mainichi-ikueikai.com/</a>
読売育英奨学会（読売新聞）	<a href="http://www.yc1.jp/yomisho/index/">http://www.yc1.jp/yomisho/index/</a>

## あしなが育英会

病気、災害、自殺などで保護者を亡くしたり、重度の後遺障害で保護者が働けない家庭の子どもたちなどを対象とした奨学金制度です。

奨学金は高校、大学、専修・各種学校、大学院等の4種類、入学一時金は私立高校、私立大学の2種類あり、それぞれに貸与金額や対象が異なります。奨学金および入学金は無利子で、返還は貸与が終了して6ヶ月後から20年以内です。

インターネット

あしなが育英会

<http://www.ashinaga.org/>

あしなが育英会の紹介や、奨学金に関する情報があります。

## 地方自治体による奨学金制度

各自治体が直接募集する奨学金制度があります。

詳しくは、直接市区町村役場などでご相談ください。

また学校指定の奨学金制度などもありますので、各学校にお問い合わせください。

## 大学での奨学金制度

親の失業や収入減などで、学費の支払いが困難になる学生も増えています。このような現状を受けて、各地の私立大学では、従来の奨学金制度の対象者の枠を広げたり、教育ローンの保証人を肩代わりする制度をもうけるなど、新しい試みが増えています。詳しくは各大学へお問い合わせください。



教育ローンには、国の教育ローンや民間の金融機関で扱う教育ローンがあります。

**「国のローン」には教育一般貸付、郵貯貸付などがあります。**

申し込む際に審査がありますが、家計が破綻してからでは借り受けが難しくなるので、早めの対応が必要です。

各銀行によって融資金額や金利が異なりますので、比較検討されるとよいでしょう。

その他にも、各自治体の教育資金融資制度もあります。融資金額は小額ながら、金利は低めですので、資金が少しだけ不足するという場合には、最寄りの役所の商工課等で条件を調べてみてください。

### 日本政策金融公庫

#### ● 教育一般貸付

融資の対象となる学校（高等学校・大学・専修学校など）に入学・在学する方の保護者が融資を受けることができます。

条件として世帯の年間収入が、給与所得者の場合は 990 万円以内、事業所得者の場合は 770 万円以内の方が対象となります。

**融資金額は学生 1 人につき 300 万円以内**です。

使途は学校納付金（入学金・授業料など）、受験にかかった費用、住居にかかる費用、教科書代、教材代、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料などに活用でき、**返済期間は原則 15 年以内**です。

申し込みは、一年中いつでも可能です。また高校や専門学校なども対象となります。

※詳しくは、全国の国民生活金融公庫、または相談センターにご相談下さい。

また最寄りの銀行、信用金庫、信用組合などの窓口でもご相談いただけます。

#### 教育ローンコールセンター 0570-008656(ハローコール)

- 「国の教育ローン」の制度内容や申込み手続きなどに関するご相談
- 借入申込書、パンフレットなどのご請求の受付

インターネット

日本政策金融公庫 

<http://www.jfc.go.jp/>

「国の教育ローン」の制度内容や融資条件、申込み手続きなどに関する情報があります。

## 労働金庫

### ● 教育ローン

労働金庫に加入している労働組合や一般勤労者等が、教育資金として融資が受けられます。

詳しくは、各労働金庫営業所の窓口まで、お問い合わせください。

## 各金融機関

### ● 教育ローン

各銀行等でも教育ローンを行っていますが、それぞれ条件等が異なります。

詳しくは最寄りの銀行・信用金庫まで、お問い合わせください。

ここでは制度の枠を超えて、子どもの学費として補償されるものや、教育資金という使途で受けられる貸付についてまとめてみました。

### 労災就学援護費・労災就労保育援護費（労働者災害補償）

労働災害によって重度後遺障害者となった方や、死亡した方の遺族の中で、学業の継続が困難になった者に対して、**労災就学援護費**が支給されます。

#### ● 支給対象者

- 傷病（補償）年金
- 障害等級 1～3 級の障害（補償）年金
- 遺族（補償）年金を受給している人、またはその家族

#### ● 支給額（平成 24 年 4 月現在）

小学生	月額 12,000 円	中学生	月額 16,000 円
高校生	月額 18,000 円	大学生	月額 39,000 円

手続きは「労災就学等援護費支給申請書」に在学証明書の書類を添付して、勤務先の事業所を管轄する労働基準監督署に請求します。

さらに保育園児に対しても月額 12,000 円の 労災就労保育援護費の制度があります。

※詳しくは、勤務先の事業所を管轄する労働基準監督署に、お問い合わせください。



- 工作中や通勤途中のけがなどは、労災の認定がうけられます。
- 過労が原因で病気となった場合も労災と認められたケースがあります。
- 労災補償はいろいろな給付や福祉事業がありますね。

## 生活福祉資金（社会福祉協議会）

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

この制度は都道府県社会福祉協議会を実施主体として、**県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。**

(平成 24 年 4 月現在)

	教育支援資金	
	教育支援費	就学支度金
資金の種類	低所得世帯の方が高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費	低所得世帯の方が高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費
貸付限度額	(高等学校) 月 3.5 万円以内 (高等専門学校) 月 6 万円以内 (短期大学) 月 6 万円以内 (大 学) 月 6.5 万円以内	50 万円以内
据置期間	卒業後 6 ヶ月以内	
償還期間	据置期間経過後 20 年以内	
貸付利子	無利子	
連帯保証人	不要 ただし世帯内で連帯借受人が必要	

全国社会福祉協議会

インターネット



<http://www.shakyo.or.jp/>

トップページ『知る・調べる』の中の『社会福祉の制度』から、  
下段の『生活福祉資金について』をクリックすると、  
この制度の情報が掲載されています。

詳しくは各市区町村の社会福祉協議会にご相談ください。

## 母子寡婦福祉資金貸付金（市区町村役場 母子福祉担当課）

「母子寡婦福祉資金貸付金」は、母子家庭で就労や児童の就学などの資金が必要となったときに、都道府県、指定都市または中核市から貸付を受けられる資金です。

（平成 24 年 4 月現在）

	教育支援資金	
	修学資金	就学支度資金
資金の種類	子供が高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費	子供の高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費
貸付利子	無利子	
連帯債務者	親に貸付ける場合は、子が連帯債務者 子に貸付ける場合は、親が連帯債務者	
連帯保証人	必要 (ただし連帯保証人の確保が困難な場合、年率 1.5%の有利子貸付も有)	

### ● 高等技能訓練促進費

母子家庭の母が、看護師・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格の取得を支援するための資金です。

養成機関で 2 年以上修業する場合

- 市町村民税非課税世帯 月額 141,000 円
- 課税世帯 月額 70,500 円 を支給

また高等技能訓練促進費の受給に加えて、無利子の母子寡婦福祉貸付金（生活資金又は技能習得資金）の双方を合わせて利用することが可能です。

#### 『資金の種類』

- ・ 事業開始資金
- ・ 事業継続資金
- ・ 修学資金
- ・ 技能習得資金
- ・ 修業資金
- ・ 就職支度資金
- ・ 医療介護資金
- ・ 生活資金
- ・ 住宅資金
- ・ 転宅資金
- ・ 就学支度資金
- ・ 結婚資金
- ・ 特例児童扶養資金

詳しくは、各市区町村役場の母子福祉担当課に、ご相談ください。

## E-4 商売のための借入金の返済に困ったとき・・・

### 日本政策金融公庫の融資

E-4-1

#### 融資制度

- 国民生活事業  
一般の金融機関から資金の融資を受けることが困難な小企業に、必要とする資金を融資する制度です。
- 中小企業事業  
融資や信用保険などの様々な機能で、地域経済を支える中小企業を金融面から支援する制度です。



事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

(受付時間：平日 9 時～19 時)

事業資金に関する融資制度、申込みの手続きやお問合せなど

日本政策金融公庫

インターネット



<http://www.jfc.go.jp/>

『融資のご案内』の中に、事業資金の制度やお申し込みに関する詳しい情報が掲載されています。

## マル経融資(経営改善貸付)

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善のために必要な資金を無担保、無保証人で利用できる制度です。

(平成 24 年 4 月現在)

資金使途	運転資金	設備資金
融資額	1,500 万円以内	
返済期間 (うち据置期間)	7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (2 年以内)
利率	特利 F	
その他	○ 保証人、担保は不要 ○ 利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要	



企業とひとくちと言っても、その規模はさまざまです。

これから紹介する各種融資制度は、倒産に至った場合に社会的影響が大きいときに適応されることが多いようです。

### 事業再生支援資金（日本政策金融公庫）

地域経済の産業活力維持への貢献や技術力などが認められる中小企業の方を対象に、以下のような場合に、融資を行っています。（平成 24 年 4 月現在）

	再生手続開始の申立てなどを行い認可決定前の方	再生計画の認可決定などを受けた方等
利用条件 (1)	次のイからハのいずれかに当てはまること イ 一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること ロ 地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること ハ 先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること	
利用条件 (2)	裁判所の許可等を受けた共益債権となること	事業の再建に際して、民間金融機関の金融支援が得られること
利用できる 資金	事業再建を行うために必要な設備資金及び長期運転資金	
融資限度	7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）	
融資利率	基準利率 + 2.5%（上限4%）	基準利率 + 1.0%（上限4%）
融資期間	1年（うち据置期間1年以内）	設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 5年以内（うち据置期間2年以内）
その他	保証人が必要。 融資相当額の担保が必要	保証人が必要。

融資は日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。

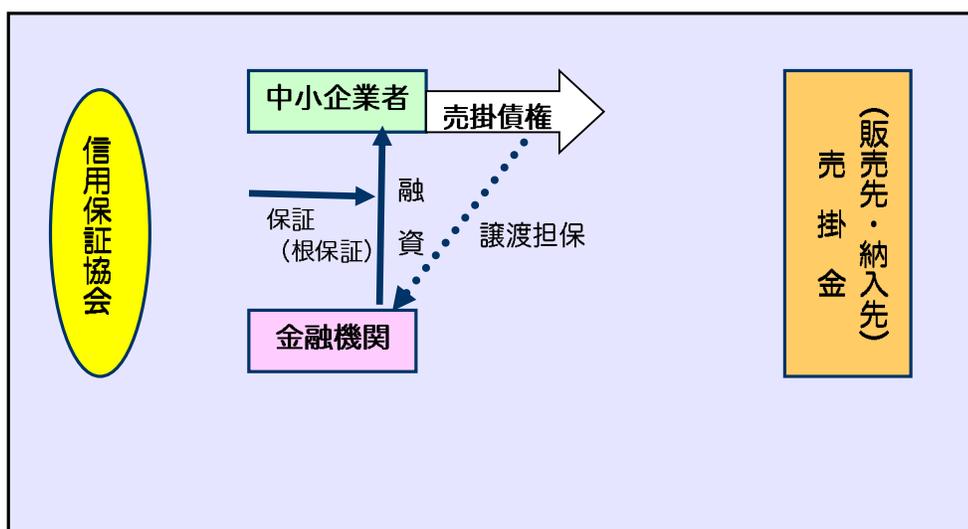
事業資金相談ダイヤル 0120-154-505(受付時間：平日9時～19時)

\* 詳しくは中小企業金融公庫窓口または相談センターにご相談ください。

## 売掛債権担保融資保証制度（経済産業省 中小企業庁）

経済産業省中小企業庁では、中小企業の方々の資金調達を支援するため、中小企業が金融機関から、売掛債権を担保として借入れをする場合に信用保証協会が保証を行う制度です。中小企業者は自ら保有する売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際に、信用保証協会にこの制度に基づく保証の申込を行います。

保証が行われた場合、中小企業者が借入金を返済できないときは信用保証協会が金融機関に貸付残高の9割を代位弁済するとともに、金融機関及び信用保証協会は売掛債権から回収を行います。



### ● 利用対象者

信用保証協会の利用可能な中小企業者の範囲と同じです。（製造業では資本金 3 億円以下の会社等）

事業者に対する売掛債権を自らが保有していることが必要となります。

\* 対象となる売掛債権の種類…売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、工事請負代金債権等（売掛先となる事業者に支払を請求できる状態となるものが対象。譲渡禁止特約のついた売掛債権は対象外。売掛先から解除承諾書の提出を受ける必要があります。）

## ● 実際の融資内容

- ・ 本制度で設定可能な借入限度額は1億1,100万円ですが、融資希望額、売掛債権の状況等により中小企業者ごとに借入れ限度額が設定されます。
- ・ 中小企業者はその範囲内で1年間反復して融資を受けることができます。
- ・ 売掛債権を担保として提供することについて、債権譲渡登記制度に基づく登記等が必要です。
- ・ 売掛債権は売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛金額面そのままの金額で融資を受けられるわけではありません（掛け目がかかります）。

この掛け目は、譲渡担保の保全方法、売掛先の信用度などの要因により、売掛債権ごとに異なります



中小企業庁 金融課  
03-3501-1511（代） 内線：5271～5275  
政府系金融機関による融資や  
信用保証協会などのお問い合わせ

社団法人 全国信用保証協会連合会



<http://www.zensinhoren.or.jp/>

信用保証協会を利用するための条件や、お申し込みからご返済までの流れなどの情報が詳しい説明が掲載されています。

また、お近くの信用保証協会を検索できます。